

議案第17号

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

道路占用料の額を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年葛飾区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

6,930	7,970
10,600	12,200
14,300	16,500
5,370	6,440
8,680	10,400
11,900	14,200
610	710
61	71
37	42
6,060	6,980
3,710	4,270
12,300	14,200
18,300	20,300
12,300	14,200

」を

」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物

件の項中

「

140
260
370
550
740
1,110
1,480
2,600
3,710
7,430

「

160
290
420
640
850
1,280
1,700
2,990
4,270
8,540

」を」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「10,400」を「12,400」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「12,300」を「14,200」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「9,180」を「10,100」に、「5,510」を「6,100」に、「8,190」を「9,060」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中

「

180
18,300

「

200
20,300

」を」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中

「

18,300
9,900
180
18,300
183,700
91,800

「

20,300
11,300
200
20,300
203,300
101,600

」を」に改め、同表令第7条第2号に掲げる物件の項

中「12,300」を「14,200」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中

18,300	20,300
6,000	7,200
18,300	20,300

」を」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「12,300」を「14,200」に改め、同表令第7条第8号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。